

高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

高山都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は高山市の一部で形成され、岐阜県北部である飛騨地域の中央部に位置しており、北に隣接する古川都市計画区域とそのさらに北に位置する神岡都市計画区域、南に位置する下呂都市計画区域とともに、(国)41号及びJR高山本線を軸にして飛騨地域を構成しています。

本区域は飛騨地域における経済や文化の中心都市として位置付けられ、都市機能の集積が図られるとともに、飛騨地域の玄関口としての都市整備が推進されています。

また、本区域は、県全域から見ると、民俗文化をテーマとする国際交流拠点、あるいは、豊かな自然や景観、長い歴史に培われてきた伝統文化を活かした観光・交流都市としても位置付けられるとともに、中部縦貫自動車道やこれに接続する東海北陸自動車道により周辺地域との連携や交流も図られています。そのため県域北部の中心都市として、恵まれた自然環境との調和を図りつつ、歴史と伝統文化を尊重しながら、計画的な土地利用に基づいた利便性の高い魅力ある都市づくりを、周辺の都市計画区域や市町村との連携を図りながら進めます。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と設定し、高山市が誇る魅力、財産である「人」・「自然」・「文化」が様々な形で組み合わせたり、活かすことにより、新たな活力や元気が生まれるとともに、やさしさがあり、幸せが感じられるまちになることを将来のあるべき姿として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年(平成30年)に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年(令和12年)を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のおおむね変更するものです。

高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(高山都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	3
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	8
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
3	区域区分の決定の有無	12
3-1	区域区分の有無	12
4	主要な都市計画の決定の方針	15
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1.	主要用途の配置の方針	15
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	15
3.	市街地の土地利用の方針	16
4.	その他の土地利用の方針	17
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	18
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	18
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	22
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	23
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	23
2.	市街地整備の目標	24
3.	その他の市街地整備の方針	24
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	24
1.	基本方針	24
2.	主要な緑地の配置の方針	24
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	25
4.	主要な緑地の確保目標	25

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

高山都市計画区域（以降、「本区域」という。）は、本区域を構成する高山市において、都市機能の中心を担っており、行政や経済活動、交通等の拠点として機能を果たしています。高山市第八次総合計画（2015年度～2024年度）及び高山市全域の土地利用方針等を定めた高山市都市基本計画では、高山市の今後のまちづくりについての考え方を基本理念として定めるとともに、将来のあるべき姿を都市像として掲げ、各地域が一体となった機能的な社会基盤づくりを推進しています。

【基本理念】

市民が主役という考えのもと、多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らしていくことのできる「自立」したまちを目指す。

【都市像】

『人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち 飛騨高山』

1-2 まちづくりの現況

本区域は、人口減少や少子高齢化が進展する中で、中心市街地においては空き家・空き店舗が増加する傾向にあり空洞化が進行する一方、郊外での宅地開発が進んでいることから、コンパクトで快適に暮らせる市街地形成の推進が必要となっています。

（都）中部縦貫自動車道高山インターチェンジや（都）国道41号高山国府バイパス線の整備完了、東海北陸自動車道4車線化により、広域高速交通体系が拡充されたほか、高山駅周辺土地地区画整理事業の完了により、JR高山駅周辺における都市機能の充実が図られています。

また、区域内に存在する自然・歴史資源等を保全・活用し、魅力ある都市景観の形成を進めています。

〔1〕人口の動向

- ・人口は、2005年以降減少傾向にあり、69,671人（2015年）となっています。
- ・世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たり平均世帯人員は2.65人（2015年）と低下傾向にあります。
- ・老年人口（65歳以上人口）の割合は29.8%で上昇傾向、年少人口（15歳未満人口）の割合は13.8%（2015年）で減少傾向にあり、少子高齢化の進展がみられます。

(2) 土地利用の動向

- ・市街地は宮川沿川に形成されており、都市計画区域における用途地域の割合は8.1%で、用途地域の指定状況をみると、住居系は66.8%、工業系は26.4%、商業系は6.8%（2018年）となっています。
- ・本区域の土地利用は、山林が全体の69%を占めており、用途地域外におけるその割合は73%で、多くの部分を山林が占めています。用途地域においては住宅用地が最も多く28%（2018年）を占めています。
- ・近年の土地利用の推移をみると、農地及び山林等の「自然的土地利用」が減少傾向にあり、宅地等の「都市的土地利用」が増加傾向となっています。
- ・中心市街地では、商業系と住居系の土地利用の混在がみられ、中心市街地に隣接する周辺市街地では、住居系・商業系・工業系の土地利用の混在がみられます。
- ・中心市街地では、空き家が増加し、商業施設が減少するなど、空洞化がみられます。
- ・近年、郊外部での大規模開発は、あまりみられません、農地、山林等は小規模開発により減少しています。

(3) 生活環境の整備状況

① 道路

- ・都市計画道路は、23路線が都市計画決定されており、計画延長84.24kmのうち整備済み延長は30.56kmとなっています。用途地域内では、計画延長44.85kmのうち整備済み延長は22.86kmで、配置密度は1.46km/km²（2018年度末）となっています。
- ・（都）中部縦貫自動車道の高山インターチェンジから（仮称）丹生川インターチェンジ間の整備、（都）国道41号宮高山バイパス線の整備が推進されています。

② 下水道

- ・本区域における公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）の整備率は99.5%（2018年度末）となっています。

③ 都市公園

- ・都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は、9.1m²（2018年度末）ですが、街区公園など身近な公園が少ない状況となっています。

④ 防災

- ・巨大地震や集中豪雨などに備え、公共施設及び民間建築物の耐震化、治水対策、防災施設の強化など、災害に強いまちづくりを推進しています。

⑤ 公共交通

- ・幹線バス・自主運行バス（のらマイカー、まちなみバス）の運行により、公共交通サービスが提供されています。
- ・鉄道や高速バスを利用して、外国人を含む多くの来訪者が訪れています。

(4) 自然環境・歴史風土の状況

- ・本区域の中央部には宮川が流れ、市街地を取り囲むように里山の貴重な緑が存在しており、これらの緑は、歴史的なまち並みと一体となって個性ある都市環境を形成しています。
- ・本区域の外縁には四方に山地部があり、郊外部には川上川や大八賀川などの河川と調和した田園が広がるなど、多くの自然が存在しています。
- ・中心市街地の東部は近世城下町であり、二つの重要伝統的建造物群保存地区や春と秋の高山祭など、多くの歴史的・文化的資産が存在しています。
- ・歴史資源、自然資源、良好な景観などを保全するとともに、それらを活かしたまちづくりを推進しています。

(5) 産業の構造

- ・産業別就業者数の割合は市全体で、第一次産業就業者 10.9%、第二次産業就業者 23.0%、第三次産業就業者 66.1%（2015年）であり、商業中心の産業構造となっています。
- ・農家戸数は減少を続けており、農業販売額も近年は緩やかな減少に転じています。
- ・製造業の事業所数は緩やかな減少傾向にあり、従業者数はほぼ横ばい傾向にありますが、製造品出荷額等は増加傾向にあります。
- ・小売業の事業所数及び従業者数は緩やかな増加傾向であり、年間商品販売額も増加傾向にあります。中心商店街の空き店舗率は増加傾向にあります。
- ・観光客数は、市全体で 444 万人（2018年）となっており、広域高速交通体系の充実や歴史文化を活用した魅力あるまちづくりの推進などに伴い、近年は増加傾向にあります。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用の推進等による集約型都市構造への転換

- ・今後の人口減少を見据え、中心市街地における多様な都市機能の集積や強化、郊外部の生活拠点における生活利便施設の集積や居住環境の向上により、持続可能な都市構造とする必要があります。
- ・高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、徒歩や公共交通等により、生活サービスにアクセスできるよう、都市のバリアフリー化や公共交通の利便性向上が必

要です。

- ・ 中心市街地に点在する空き家・空き店舗等の有効活用により、まちなか居住の促進による定住人口の回復と商店街の活性化を進める必要があります。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 土地区画整理事業の完了した JR 高山駅周辺の利便性を活かし、駅の東西が一体となったにぎわいと活力にあふれる中心市街地を形成する必要があります。
- ・ 市街地周縁での用途混在の土地利用は、良好な居住環境や商業活動、工業活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、計画的な土地利用の規制・誘導を推進する必要があります。
- ・ 良好な景観の保全・活用や農業生産基盤の整備、企業の集積や立地の促進などにより、地域特性を活かす土地利用を進める必要があります。

(3) 都市基盤整備の充実

- ・ 都市計画道路は、社会経済情勢の変化や目指すべき都市構造を踏まえ、効率的な整備と適時適切な見直しを進める必要があります。
- ・ 一部の地区に集中する観光車両の流入抑制や駐車需要の分散が必要となっています。
- ・ 下水道の整備区域の家屋等における下水道切り替えの促進、下水道施設の耐震化、老朽化対策が必要となっています。
- ・ 公共交通の利便性向上と交通体系の再編により、持続可能な地域公共交通システムの構築が求められています。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・ 自然災害に強く、安全で安心して生活することができる都市構造の構築が必要となっています。
- ・ 雨水の貯留浸透や土砂崩壊防止等に効果のある森林、農地の保全など、災害の防止、被害の軽減に資する緑の保全が必要となっています。

(5) 自然環境との共存、環境負荷の軽減

- ・ 市街地と自然環境が調和した計画的な土地利用を推進する必要があります。
- ・ 地域の生態系を保全し、質を高める緑の保全・創出を進める必要があります。
- ・ 自然との共生や水辺空間の活用を図る河川環境整備、保水・遊水機能の保持が必要となっています。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・ 地域固有の歴史的・文化的な資源の保全、活用を継続的に図る必要があります。
- ・ 景観計画等に基づき、良好な景観形成の推進や特色ある景観の保全、活用を継続的に図る必要があります。
- ・ 住民が自らの誇りと感じ、来訪者が何度も訪問したくなる魅力ある都市づくりを進める必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

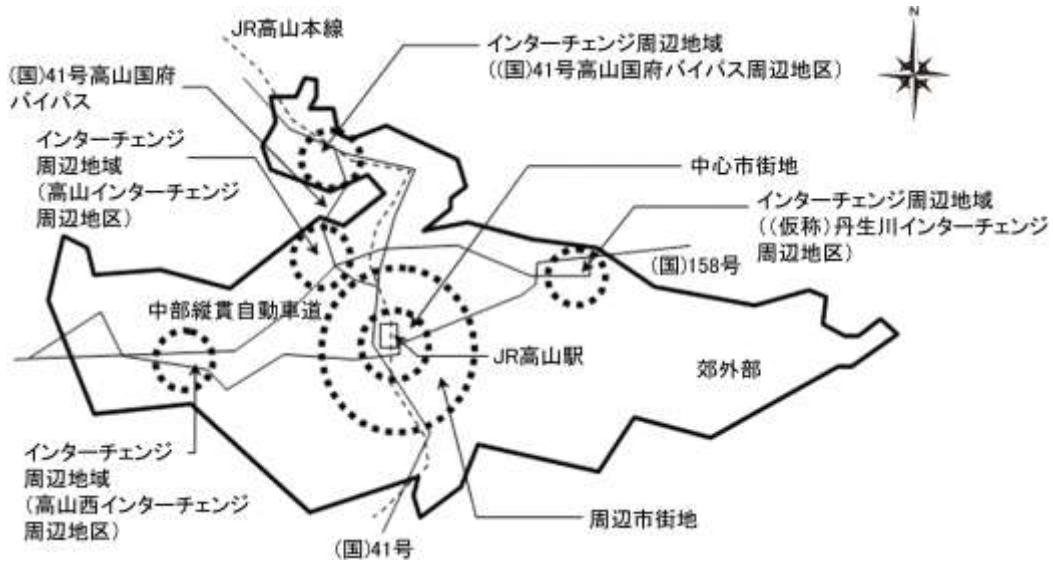
高山市第八次総合計画では、本市の将来あるべき姿を都市像として掲げています。これは、本市が誇る魅力、財産である「人」・「自然」・「文化」が様々な形で組み合わせたり、活かすことにより、新たな活力や元気が生まれるとともに、やさしさがあふれ、幸せが感じられるまちになることを将来の姿として描いたものです。本区域では、この都市像を都市づくりの基本理念として踏襲します。

人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛驒高山

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を市街地の形成過程、都市機能の配置、土地利用の状況、交通条件などから、「中心市街地」「周辺市街地」「郊外部」及び「インターチェンジ周辺地域」の4つの地域に区分し、都市づくりの基本理念に基づき、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

図：地域区分図



(1) 中心市街地

- ・ JR 高山駅を中心に、商業施設や業務機能等が集積し、また重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史・景観資源を有する地区を中心市街地と位置付け、商業・業務、行政、福祉機能等の都市機能の集積、歴史・景観資源の有効活用による商店街の活性化を図る地区とします。

(2) 周辺市街地

- ・ 中心市街地を取り囲む地域で、南北に延びる平坦地と東部・西部の丘陵地からなる地域を周辺市街地と位置付け、住居系を中心に、工業系や沿道商業系の効率的な土地利用を図るとともに、必要な都市施設の整備などにより居住環境の向上を図る地域とします。

(3) 郊外部

- ・ 周辺市街地の外周に広がる地域で、農地や豊かな自然環境の中に集落が点在している地域を郊外部とし、今後も農地の有効活用を図るとともに、田園景観や森林の保全、自然との共生を基本とした土地利用を進める地域とします。
- ・ 丹生川、清見、国府地域の中心地区については、それぞれの地域の拠点として、生活利便施設の集積などにより日常生活の利便性の向上を図り、良好な居住環境の整備を進めます。

(4) インターチェンジ周辺地域

郊外部の中に位置するインターチェンジやバイパスの周辺で、広域高速交通の利便性の高い、又は向上が見込まれる以下の地域をインターチェンジ周辺地域と位置付けます。

① 高山インターチェンジ周辺地区

- ・ 高山インターチェンジ周辺は、秩序ある沿道商業地区の形成や流通業務拠点の整備など、商業・業務施設等の集積を目指した土地利用を進める地区とします。

② 高山西インターチェンジ周辺地区

- ・ 高山西インターチェンジ周辺は、道の駅を拠点とする情報発信機能、休憩機能、販売機能の活用を進める地区とします。

③ (仮称) 丹生川インターチェンジ周辺地区

- ・ (仮称) 丹生川インターチェンジ周辺は、交通の利便性向上を見据えた土地利用のあり方を検討するとともに、無秩序な開発により居住環境や自然環境、景観が阻害されないよう、適正な土地利用の推進を図る地区とします。

④ (国) 41 号高山国府バイパス周辺地区

- ・ (国) 41 号高山国府バイパス周辺は、秩序ある沿道商業地区の形成など、商業や産業の集積を図る地区とします。

2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 集約型都市構造の実現

① 集約型都市構造の形成

- ・ 中心市街地における都市機能の集積や強化、丹生川、清見、国府地域の拠点となるエリアへの生活利便施設の集積により、集約型都市構造の形成を目指します。
- ・ 効果的で効率的な公共交通網やインフラなどネットワークの構築により、中心市街地や各地域の拠点へのアクセスの向上を図ります。
- ・ 新たな土地利用の需要に対しては、市街地内の低・未利用地の活用に努めるとともに、産業用地の確保などのため必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に配慮しつつ計画的な土地利用を図ります。

② 中心市街地の活性化

- ・ JR 高山駅を中心とした地域における公共施設の整備や商業・業務施設等の立地の促進などにより、様々な都市機能が集積した集約型の市街地形成を進め、中心市街地の活性化を図ります。
- ・ 中心市街地の空き家・空き店舗等の有効活用により、まちなか居住や商店街の賑わい創出を促進し、定住人口の回復や商店街の活性化を図ります。
- ・ 準工業地域の用途が指定されている周辺市街地においては、特別用途地区の指定により大規模集客施設の立地を制限し、中心市街地の衰退防止を図ります。

③ 歩いて暮らせるまちづくり

- ・ 高齢者をはじめとする住民が、自家用車に過度に頼ることなく快適に暮らせる都市構造への転換を目指し、公共交通の充実や歩行者にやさしい道路整備の推進により、歩いて生活できる生活圏を形成します。

(2) 環境負荷の軽減

① 系統的な緑地の配置

- ・ 秩序ある開発の誘導などにより、森林地域、田園地域及び市街地の里山等の緑を保全するとともに、都市機能集積地及び住宅地には公園・緑地を整備するなど、環境保全を重視した系統的な緑地の配置を進めます。

② 良好な水環境の整備

- ・ 森林の育成などの水源涵養事業により水資源の保全を図るとともに、計画的な下水道整備

等による河川の水質浄化を図り、良好な水環境の整備を推進します。

③ 環境に配慮した道路整備

- ・市街地での交通混雑を解消するような道路ネットワークを形成するとともに、街路樹の整備など沿道緑化等による緑の創出を図り、良好な都市環境の形成に資する道路の整備を進めます。

④ 循環型社会の形成

- ・環境と調和したまちづくりのため、廃棄物の減量化、再資源化、再利用化の徹底を進め、循環型社会の形成を図ります。

⑤ 地球温暖化防止、低炭素社会の実現

- ・公共交通機関の利便性向上、道路網の整備、集約型都市の形成、緑化など、環境にやさしい都市と交通システムを構築します。

(3) 都市の防災・防犯性の向上

① 災害に強い都市構造の形成

- ・農地や森林の無秩序な開発を抑制するとともに、必要な開発においては従前の保水機能の復元や代替措置を講ずるなど、適切な指導により、安全で安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。
- ・土砂災害のおそれのある区域において一定の開発の抑制や、警戒避難体制の整備等のソフト対策とともに、河川改修や砂防施設整備等のハード対策を充実します。
- ・大規模災害時において、都市機能の麻痺や地域が孤立することのないよう、公共施設の耐震化を進めるとともに、代替機能等を考慮した道路ネットワークの構築や緊急輸送道路等の無電柱化を推進します。
- ・安全な居住環境を確保するため、建築物の耐震化や不燃化を促進します。
- ・上水道・下水道については、災害時においても機能するよう、施設や基幹管路の耐震化整備、老朽化対策を推進します。
- ・防火地域・準防火地域の指定区域における防火対策を促進するとともに、災害時の避難場所や救護作業などの拠点を確保するため、公園などのオープンスペースの確保を図ります。
- ・避難誘導體制の整備、情報伝達手段の機能強化、防災対策に関する市民意識の高揚などを図ります。

② 安心して暮らせる都市環境の形成

- ・街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民の自主防犯活動の強化に努めます。
- ・中心市街地のにぎわいや、都市の魅力の向上、地域コミュニティの形成や協働のまちづくりによって、防犯性の高い都市づくりを推進します。
- ・管理されない空き家については、適切な維持管理や除却を促進し、倒壊等による事故の防止、防犯対策、良好な景観の維持を図ります。

(4) 都市のバリアフリー化

① 移動円滑化の促進

- ・障がい者をはじめ誰もが不自由なく移動できる空間を確保するため、公共交通機関の利便性向上や歩行空間の確保を図ります。

② バリアフリーの公的施設整備

- ・高齢者、障がい者をはじめ外国人等も含めた様々な人が不自由なく活動できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を進めます。

(5) 良好な景観の保全・形成

① 歴史的景観の保全

- ・伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域（高山市市街地景観保存条例）については、保存計画に基づく修理・修景事業などにより保存を図るとともに復元に努めます。また、それらまち並みを保存すべき地域の拡大を図るとともに、歴史的風致の形成上重要な建造物の復原・修理を行うなど、歴史的景観の保全を進めます。

② 格調高い都市景観の創出

- ・高山らしい景観を守り育てるため、都市の景観を損なう建築物等の規制や抑制を図るとともに、公共施設や道路、河川などの公共空間の緑化を推進するなど、自然や歴史、伝統文化との調和を意識した格調高い都市景観の創出を図ります。

③ 良好な農山村景観の保全

- ・保全と開発との調和を図りながら、適正な土地利用を進め、良好な田園空間の形成を図るとともに、地域固有の文化と歴史を保有しながら形成・維持されてきた棚田や伝統的な農家住宅などの良好な農山村景観の保全を図ります。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は高山市の一部で形成され、岐阜県北部である飛騨地域の中央部に位置しており、北に隣接する古川都市計画区域とそのさらに北に位置する神岡都市計画区域、南に位置する下呂都市計画区域とともに、(国)41号及びJR高山本線を軸にして飛騨地域を構成しています。

本区域は飛騨地域における経済や文化の中心都市として位置付けられ、都市機能の集積が図られるとともに、飛騨地域の玄関口としての都市整備が推進されています。

また、本区域は、県全域から見ると、民俗文化をテーマとする国際交流拠点、あるいは、豊かな自然や景観、長い歴史に培われてきた伝統文化を活かした観光・交流都市としても位置付けられるとともに、中部縦貫自動車道やこれに接続する東海北陸自動車道により周辺地域との連携や交流も図られています。

このようなことから、県域北部の中心都市として、恵まれた自然環境との調和を図りつつ、歴史と伝統文化を尊重しながら、計画的な土地利用に基づいた利便性の高い魅力ある都市づくりを、周辺の都市計画区域や市町村との連携を図りながら進めます。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・平坦部は、神通川水系の宮川、川上川、大八賀川に沿って広がっており、市街地は、宮川流域の城山、東山、北山、中山などの山に四方を囲まれています。
- ・市街地を取り囲む地域は農業を中心とした田園風景の豊かな地域であり、さらにその外側は周囲の山々とその谷間に沿った狭小な平坦地で農林業を中心とした土地利用となっています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・本区域の人口（国勢調査）は、2010年71,620人、2015年69,671人と減少しており、2030年で60,313人と推計されます。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・工業については、製造品出荷額等が、近年は増加傾向にあります。また、事業所数については減少傾向にあり、従業者数については近年横ばい傾向です。社会経済動向を考慮すると、今後これらが著しく増加する可能性は低いものの、中部縦貫自動車道の整備進展による交通利便性の向上に伴い、工業用地に関する土地需要の増加がある程度想定されます。
- ・商業については、交流人口の増加に伴い、商店数、従業者数及び年間商品販売額は近年増加傾向にあるものの、中心商店街では空き店舗率が増加しており、社会経済動向を考慮すれば、商業用地に関する大きな土地需要は想定されません。
- ・観光については、近年高山市への観光客数はインバウンドを中心に増加傾向にあり、450万人前後で推移しています。中心市街地においては、ホテル建設による土地需要が増加しています。

④ 土地利用の現状等

- ・本区域内における都市的土地利用率をみると、用途地域内で71.7%、用途地域外で9.9%

となっており、商業系用途地域内は高く、住居専用系用途地域では低くなっています。

- ・中心市街地では、JR 高山駅前、(国)158 号沿道及び宮川左岸が商業系土地利用に特化していますが、その他の地区は土地利用の混在がみられます。
- ・周辺市街地では、(国)41 号及び市街地内環状線の一部区間の沿道が商業系土地利用に特化しており、中心市街地に隣接する地区では、土地利用の混在する地区がみられます。また、東部や南部では住居系に特化している地区が多くみられ、北部や西部では農業系土地利用が多くみられます。
- ・工業系土地利用は、概ね計画的に配置された地区にみられます。
- ・市街地周辺部や山間部は、概ね緑地系土地利用となっています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・都市計画道路の整備率は 36.3%、用途地域内 51.0%、用途地域外 19.5% (2018 年度末) となっています。
- ・公共下水道 (特定環境保全公共下水道を含む) の整備率は 99.5% (2018 年度末) となっています。
- ・都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は 9.1 m² (2018 年度末) ですが、総合公園、運動公園の面積が大部分を占めており、街区レベルの公園は少ないと言えます。
- ・道路、下水道、公園等の都市基盤施設の整備を計画的に推進しています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・中部縦貫自動車道の延伸、インターチェンジの開設により、交通の利便性の向上とともに、企業立地や交流産業の拡大が期待できます。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・本区域では、今後人口の増加が見込まれないこと、また、宅地等の需要が生じた場合においても、郊外部の農地等における土地利用の制限や市街地における低・未利用地の活用を促進することで対応可能と考えられ、市街地の拡大の可能性は低いと想定されます。
- ・中部縦貫自動車道の整備による企業立地や交流産業の拡大が期待されますが、市街地内に残されている低・未利用地の活用や、インターチェンジ周辺地域における計画的な土地利用などにより、無秩序な市街地の拡大を抑制します。

② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

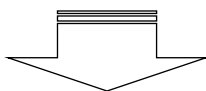
- ・本区域では、高山駅周辺土地区画整理事業の完了により JR 高山駅周辺における都市機能の

充実が図られているほか、中心市街地においては、都市基盤の充実による良好な市街地形成に向けて、道路や下水道などの都市基盤整備を計画的に進めています。

- ・周辺市街地においては、効率的な土地利用や必要な都市施設等の整備を図ることにより、良好な居住環境の形成を進めます。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・本区域は、北アルプス（飛騨山脈）の山並みや丘陵、宮川などの河川、平坦部の農地など水と緑の豊かな自然に恵まれており、こうした恵まれた自然を守り活かすため、温室効果ガスの吸収源となる森づくり、緑化意識の高揚、緑あふれる空間の創出、自然環境学習の推進など自然環境の保全などに取り組んでいます。
- ・今後、人口増加による土地需要の大きな増加は見込まれませんが、高速交通網の進展による交通便利性の向上に伴い、無秩序な開発などによる自然環境の喪失も想定されるため、法令に基づく土地利用規制により自然環境の保全を進めます。



以上により、本区域においては、区域区分によらずとも計画的な土地利用等により無秩序な市街化を抑制し、良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

① 一般住宅地

- ・ 周辺市街地の北部と南部の平坦地における住宅地は、中低層の住宅の立地を基本とし、生活利便施設等が近隣に立地する、利便性の高い居住環境の形成に努めます。

② 低層住宅地

- ・ 周辺市街地の東部と西部の丘陵部における住宅地は、低層の戸建住宅の立地を基本とし、ゆとりと潤いを感じることができる、自然豊かな居住環境の形成に努めます。

(2) 商業系

① 中心市街地

- ・ 市街地中央部の商業地は都市活動の中心拠点として、商業・業務機能、情報発信機能、交流機能など多様な都市機能の集積や強化を図り、質の高い拠点形成による賑わいの創出に努めます。
- ・ 旧城下町区域の歴史的なまち並みにおいては、良好な景観を保全するとともに商業との調和を図りながら、観光地として魅力ある空間の創出に努めます。

② 沿道サービス型商業地

- ・ 市街地内の(国)41号、(国)158号などの幹線道路沿道においては、中心市街地の商業機能を補完する秩序ある沿道商業地区の形成に努め、大規模集客施設の立地を制限します。

(3) 工業系

- ・ 下切町周辺や高山第一、第二工場団地、高山東部工場団地に形成される既存工業地については、今後も工業地として位置付け、周辺の住宅地や農地の環境を保全しつつ、一層の工業集積、生産環境の維持を図ります。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 低層住宅の立地する地区などは、低密度（容積率100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・ JR 高山駅周辺など中心市街地においては、必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向け低密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

- ・ JR 高山駅周辺では、土地の高度有効利用を図るとともに、既存の都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上等を図り、市街地の再構築を推進します。

(2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 原則として用途の純化を図り、秩序ある市街地の形成に努めます。ただし、中心市街地については居住環境を阻害しない範囲で用途の複合化を許容し、土地の有効利用を図ります。
- ・ 周辺市街地での、工業系と住居系の用途混在地区においては、工業系地域と住居系地域の再編など用途地域の変更を検討します。
- ・ JR 高山駅西側の地区については、駅前広場等の整備完了により利便性が向上したことにより、今後、本地区の商業・業務機能の充実を目指す観点から、商業系の土地利用を検討します。
- ・ (都)国道 41 号高山国府バイパス線沿道及び高山流通センター周辺の特別用途地区（特別業務地区）については、沿道サービス施設などの利便の増進及び流通機能の増進を図るため、引き続き適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 歴史的なまち並みを保存すべき地区については、まちの個性である独自の歴史的価値を大切にし、歴史的景観と調和した良好な居住環境の維持を図ります。
- ・ 市街地中心部においては、良好な歴史的・文化的景観及び眺望を保全し、市街地環境の維持を図るため、引き続き高度地区として建築物の高さ規制を行います。
- ・ 木造建築物が密集している地域や建物の老朽化が進んでいる地域では、建物の不燃化や耐震化の促進により居住環境の改善を図ります。
- ・ 伝統的建造物群保存地区については、「高山市地域防災計画」などによる地域の防災対策を

進めながら、建築規制の緩和について検討します。

- ・地区計画が定められている中山地区については、低密度な住宅地の形成を促進するとともに、閑静で自然豊かな住宅地として良好な居住環境を維持します。
- ・空き地・空き家に関しては、利活用を検討するとともに、地域の良好な生活環境を保つため、適切な維持管理の促進を図ります。
- ・市街地を流下する河川については、各流域の整備計画に基づいた総合的な治水対策の推進により、集中豪雨等による都市型水害を防止し、居住環境の保全を図ります。

(4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・松倉、城山、東山、北山の風致地区については、条例に基づく建築行為などの規制により風致の保全を図ります。
- ・風致地区以外の樹林地については、高山市と山林保全の契約を結んだ所有者に奨励金を交付する「緑の保全契約制度」や都市公園化などにより、緑地の保全を図ります。
- ・条例等による都市の景観を損なう建築物の規制などにより、自然や伝統文化との調和を意識した格調高い都市景観の創出を図るとともに、「高山市歴史的風致維持向上計画」に基づく施策の実施により歴史的風致の維持及び向上を図ります。
- ・松倉風致地区内にある観光施設「飛驒民俗村飛驒の里」周辺の用途地域については、文化観光地区としての土地利用の増進及び環境の保護を図るため、特別用途地区（観光地区）として適正な土地利用の規制・誘導を行います。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・市街地をとりまく田園地域については、無秩序な開発や安易な開発を抑制し、食糧生産基盤である優良農地の保全・確保を図ります。
- ・「農業振興地域整備計画」に基づき、食料生産基盤である優良農地の保全・確保を図ります。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・必要な開発等を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなどの対策を進め、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・森林や水田などは、水源涵養機能を有するなど、災害の防止に重要な役割を果たしているため、市街地をとりまく田園地域及び森林地域については、原則として市街化を抑制し、

保全を図ります。特に、市街地周辺の急傾斜地崩壊危険区域などについては、森林の保全・管理に努めるとともに、災害防止のため市街化の抑制を図ります。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・森林・緑地・水辺系地域については、その保全・整備を図り、生物多様性の保全に留意するなど、自然共生型の土地利用に努めます。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・集約型都市構造の実現に向け、原則として用途地域外での開発は抑制するとともに、新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内の空き地・空き家等の活用を促進します。
- ・生活環境の維持・産業拠点形成による地域の活力向上を図る目的等での開発については、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業との調整が図られた土地については、それぞれの地域にふさわしい計画的な都市的土地利用を許容します。
- ・中部縦貫自動車道のインターチェンジ（高山インターチェンジ、高山西インターチェンジ、（仮称）丹生川インターチェンジ）周辺や、国府地域の主要幹線道路の沿道等にあつては、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない工業機能、物流機能等の計画的な開発については許容します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

- ・広域的な交通や都市内の交通を円滑にするため、多様な都市交通需要への対応、良好な市街地の形成、都市の適性かつ合理的な土地利用の促進等の視点を踏まえ、都市計画道路網の総合的な整備を進めます。
- ・環境問題への対応や、集約型都市構造への転換、高齢者や障がい者等の移動困難者の移動手段の確保といった観点から、多様な交通手段の選択が可能となる利便性の高いまちづくりを進めます。

● 道路

- ・高速交通体系については、（都）中部縦貫自動車道の整備を促進するとともに、高速道路インターチェンジへの円滑なアクセス機能を有する道路整備を行い、他都市への近接性を高め、市民の利便性の向上及び交流産業をはじめとする各種産業の活性化を図ります。
- ・中心市街地の交通渋滞緩和、通過交通の迂回、主要拠点間の連携確保、安全で快適な生活道路の確保などのため、中心市街地を通過せずに目的地に到達できる環状道路（内環状線

及び外環状線)の整備とともに、中心市街地と環状道路を連絡する放射型幹線道路の整備を図ります。

- ・都市計画道路は、社会経済情勢の変化や交通量、環境、景観、道路密度などを考慮しつつ必要性を検証し、適時適切な見直しを行い、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。

● 公共交通

- ・地域の実情に合わせたバス路線の見直しや少量輸送体制の確立、交通結節点の機能強化などにより、地域公共交通の維持と利便性の向上を図ります。
- ・観光客の移動にも配慮した観光特化型バスの運行により、市街地における循環型公共交通の充実とともに、市街地中心部への観光車両の流入抑制を図ります。
- ・MaaS(検索予約システムや自動運転、超小型モビリティ)など、新たな技術や交通手段の活用による移動の効率化と移動手段の確保について検討します。
- ・JR 高山本線は、観光客の誘致対策を進める上で大きな役割を担うことから、乗客サービスの向上、運行本数の増加等を関係機関に要請し、鉄道の利便性の向上を図るとともに、駅周辺における交通結節点の機能強化を図ります。

● 駐車場

- ・円滑な都市活動のため、行政と民間が協力し、適正な役割分担のもと適正な規模の駐車場を配置します。
- ・市街地中心部及びその周辺地区における需給バランスを考慮しながら、既存ストックを最大限活用することを基本とし、一部の地区に集中する駐車需要を適正な誘導により分散させ、交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

② 整備水準の目標

- ・概ね 20 年後の整備水準の目標として、用途地域内における都市計画道路の配置密度 1.53 km/km²を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- ・主要な道路として、本区域内における円滑な交通の流れと、本区域外とのアクセス性を高めるために、次の道路を配置します。

道路の種類	路線名
高規格幹線道路	(都)中部縦貫自動車道

主要幹線道路	(都)国道 41 号線、(都)国道 41 号高山国府バイパス線、(都)国道 41 号宮高山バイパス線、(国)41 号、(仮称) 富山高山連絡道路 (地域高規格道路富山高山連絡道路)、(仮称) 高山下呂連絡道路 (地域高規格道路高山下呂連絡道路)、(都)花里牧ヶ洞線、(都)松之木坊方線、(国)158 号
環状道路	(都)松之木千島線、(都)松之木下林線、(主)高山清見線、(都)冬頭下切線、(主)高山上宝線
放射型幹線道路	(都)昭和中山線、(都)花里本母線、(都)西之一色花岡線、(都)国分寺松之木線

② 駐車場

- ・都市計画自動車駐車場として、弥生橋駐車場、花岡駐車場、神明駐車場を配置します。
- ・市街地中心部への流入車両を抑制するため、市街地外縁部に高山駅西駐車場、不動橋駐車場、天満駐車場の各市営駐車場を配置し、適正な車両誘導を図ります。

③ 鉄道

- ・本区域の南北に JR 高山本線を配置し、中心市街地に JR 高山駅を、郊外部に JR 上枝駅及び JR 飛驒国府駅を配置します。

④ その他

- ・JR 高山駅前に、駅前広場として高山駅東口・西口広場を配置し、交通広場として、高山駅東口交通広場を配置します。
- ・高山駅東口・西口広場を連絡する自由通路として、(都)高山駅東西線を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・概ね 10 年以内に優先的に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都) 中部縦貫自動車道	一部
	(都) 国道 41 号宮高山バイパス線	一部
	(都) 花里本母線	一部
	(都) 松之木千島線	

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、住宅地を効率的に取り込みながら、計画的に下水道整備を推進するとともに、投資効率の悪い地区や整備が遅れる地区には、合併処理浄化槽などによる整備を進めます。
- ・施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、老朽化への対応や機能の高度化が必要な施設は、計画的な整備を図ります。
- ・下水汚泥などは、豊富な資源エネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図ります。

● 河川

- ・市街地内を流れる主要河川の洪水被害を軽減させるため、河川断面を確保する河道整備、築堤等や洪水を一時的に貯めるダムや調節池の整備を進めます。
- ・治水整備については、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進します。
- ・従来から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。
- ・開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。
- ・河川の水質や自然環境、生態系の保全に取り組むとともに、生活に密着した身近なオープンスペースとして、住民が親しめる良好な水辺空間の形成を図ります。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・公共下水道は、1,990ha が都市計画決定されており、このうち供用区域面積は1,676ha となっています。概ね 20 年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率 100% を目指します。

● 河川

- ・県が管理する中小河川については中期的な整備水準の目標として、以下に示す治水安全度を目標とした整備を進めます。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）	
河 川	宮川	1/30
	江名子川	1/30
	苔川	1/30

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・市街地内及び市街地周辺については、公共下水道を配置します。また、それ以外の既存集落については、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、合併処理浄化槽等による整備区域として位置付けます。
- ・公共下水道の終末処理場として、本区域の冬頭町地内に宮川終末処理場（高山市下水道センター）を配置します。
- ・特定環境保全公共下水道の下水処理場として、本区域の国府町広瀬町地内に高山市国府浄化センターを位置付けます。

② 河川

- ・主要な河川として、本区域を南北に縦断する宮川のほか、江名子川、大八賀川、苔川、川上川、小八賀川、瓜巢川、荒城川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・概ね10年以内に優先的に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	公共下水道	宮川処理区
河 川	宮川	河川改修
	苔川	河川改修
	江名子川	総合治水

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため、ごみ焼却場等の都市施設については、適正な規模等を検討の上、配置します。

(2) 主要な施設の配置の方針**① し尿処理施設**

- ・冬頭町地内に冬頭汚物処理場（高山市環境センター）を配置します。

② ごみ処理施設

- ・三福寺町地内に高山市清掃工場（資源リサイクルセンター）を配置するとともに、同地区内において新施設の整備を進めます。

③ 市場

- ・冬頭町、問屋町及び下岡本町地内に高山流通センター（公設卸売市場）を配置するとともに、新施設の整備を検討します。

④ と畜場

- ・飛騨牛の一層の銘柄化を推進する拠点施設として、八日町及び前原町地内に飛騨食肉センターを配置します。

⑤ 火葬場

- ・西洞町地内に高山市営火葬場を配置し、新施設の配置及び整備を検討します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・現在、整備・供用されている施設についての維持、改善を図るとともに、老朽化の進む施設については、施設の更新や次期施設の整備を進めます。
- ・概ね10年以内に優先的に整備することを予定する施設は、以下のとおりです。

施設の種類	名 称
ごみ焼却場	（仮称）高山市ごみ焼却処理施設
市 場	高山流通センター
火葬場	（仮称）高山市火葬場

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**1. 主要な市街地開発事業の決定の方針**

- ・市街地整備については、既成市街地の再整備を優先して行います。
- ・集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

2. 市街地整備の目標

- ・概ね 10 年以内に優先的に実施することを予定する市街地開発事業はありませんが、今後、必要に応じて土地区画整理事業の実施や地区計画の導入を検討します。

3. その他の市街地整備の方針

- ・既に地区計画を都市計画決定している中山地区については、地区計画の方針に基づき、引き続き良好な市街地の形成に努めます。
- ・新たな都市的土地利用については、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、地区計画等を活用して、誘導・支援を図ります。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

- ・本区域の恵まれた自然的環境の保全と市街地整備との調和を図りながら、適正な土地利用を進めるとともに、身近な憩いの場や防災機能など、緑の果たす多様な役割を考慮しながら、公園等の整備を進めます。
- ・利用目的に沿った公園の適切な配置や新たな公園整備、既存の公園の利用者ニーズに対応した利用環境の向上について検討します。

(2) 整備水準の目標

- ・都市公園については、本区域の人口一人当たりの敷地面積が概ね 20 年後には 10 m²以上となることを目標に整備を進めます。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成し、多種多様な機能を有する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・郊外部に連なる樹林地及び宮川、川上川、大八賀川等の河川を、都市の骨格及び動植物の生息・生育地となる緑地として位置付け保全を図ります。

(2) レクリエーション系統

- ・人々が散策し自然を楽しむ場として、遊歩道や公園等が整備されている城山風致地区、東山風致地区、北山風致地区、松倉風致地区を位置付けます。
- ・城山公園や宮川緑地、市街地にみられるまちかどスポット等を、地域住民や観光客の憩い

及び交流の場として配置します。

- ・地域住民等のスポーツ・レクリエーションの場として、中山公園、赤保木公園を配置します。

(3) 防災系統

- ・市街地内の公園及び緑地、河川空間は、災害時における避難地として位置付けます。
- ・保安林、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定されている山林、農地等を、土砂の流出及び崩壊の防止、水源涵養等の災害防止機能を有する緑地として位置付け、適切な保全・管理を図ります。

(4) 景観構成系統

- ・市街地を取り囲む風致地区や里山の山林、市街地中心部を流れる宮川を、都市の豊かな自然環境を印象付ける重要な景観要素として位置付け保全を図ります。
- ・寺社の境内や歴史的建造物等に付随する緑を、地域の歴史と文化を醸し出す重要な景観要素として位置付け維持を図ります。
- ・郊外部に広がる美しい田園風景は、ゆとりある生活空間を支える重要な景観要素として位置付け保全を図ります。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

- ・主要な公園緑地については都市施設に位置付け、整備を図ります。
- ・風致地区として指定済みである松倉、城山、東山、北山の4地区については、引き続き適正な現状の維持に努め、良好な自然環境の保全を図ります。
- ・農業振興地域や保安林等、他の法令による規制区域においては、今後も適切な維持を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する具体の公園等の公共空地はありませんが、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、まちなかの空き地などを活用した休憩施設（まちかどスポット）の整備を進める他、必要に応じ公園等の公共空地の計画的な整備を進めます。

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	【定義】 ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)○○	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)○○号	都市計画道路以外の一般国道
(主)○○線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)○○線	都市計画道路以外の一般県道

2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行客誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m ² 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
き	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。

用 語	説 明
	<p>下水道</p> <p>生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。</p> <p>下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。</p>
	<p>ゲストハウス</p> <p>一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。</p>
	<p>減災</p> <p>災害の被害を軽減すること。</p>
	<p>建築協定</p> <p>住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。</p>
	<p>建蔽率</p> <p>建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。</p>
ハ	<p>広域公園</p> <p>都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。</p>
	<p>広域道路</p> <p>県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。</p>
	<p>広域防災拠点</p> <p>広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。</p>
	<p>高規格幹線道路</p> <p>自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。</p>
	<p>公共下水道</p> <p>主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。</p>
	<p>公共車両優先システム (PTPS)</p> <p>交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。</p>
	<p>公共水域</p> <p>公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。</p>

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。（竹林を含む）
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第144条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域としている。その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）をETC搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は1/10である」といった場合、10年に1回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成9年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）が21%を超える社会。高齢化率が7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（通称：レッドゾーン）
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。 『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。 計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。 「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km²。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム（BRT）	連節バス、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。